

防災倉庫及び保管資機材の管理要領

日名条自治会自主防災会

1 目的

- ① 日名条地域内の防災倉庫及び防災資機材並びに日名条自治会内の清掃や道路・河川・公園等の維持管理作業用資機材・備品（以下これらを保管資機材・備品と呼ぶ）の管理及び使用を円滑かつ適正に運用する。
- ② 防災倉庫と防災資機材の一部は、高屋西小学校区住民自治協議会が所有し、これを日名条自治会に貸与されたものである。従って、当自治会が購入し、所有する資機材・備品とは明確に区別して保管しなければならない。

2 防災倉庫設置の経緯

- ① 高屋西小学校区住民自治協議会が、平成29年度事業計画における防災・防犯部会「自主防災拠点資機材重点配備」の執行に伴い、当自治会をその拠点の一つとして認定し、「防災倉庫及び防災資機材（一部）」を当自治会に貸与・配備した。
- ② その要件としては、東広島市が、公園里親制度を指定した**高屋中島公園**に平成29年11月7日に、**高屋中島第二公園**に平成29年12月22日にそれぞれ限定設置され、貸与・配備された。

3 設置場所と名称

倉庫の名称は、**高屋中島公園**（8班）に設置したものを「第一防災倉庫」とし、**高屋中島第二公園**（9班）に設置したものを「第二防災倉庫」とする。

4 管理者と鍵

- ① 倉庫と保管資機材の管理者は、自主防災会会長（日名条自治会会長が兼務）とする。
- ② 管理者は、本「管理要領」を倉庫内に常備し、「防災資機材一覧表」を倉庫内に掲示する。いつ、いかなる者でも、持ち出しを容易にするために、保管位置と資機材名・備品名を表示しておくこと。
- ③ 管理者は、「防災資機材等管理台帳」により資機材の新規保管、廃棄、使用（貸出）記録、点検等が適切に行われているかを把握しておかなくてはならない。
- ④ 管理者は、施錠用の鍵を管理する。鍵の所持は、当自治会長・自主防災会副会長（3個）、自主防災会役員（3個）、8班・9班班長（2個）とする。

5 維持管理

- ① 防災倉庫並びに保管資機材・備品は、できる限り損傷・劣化を防ぐよう常に適切な管理を行う。
- ② 「備品管理台帳」を備え、高屋西小学校区住民自治協議会の貸与資機材と当自治

会所有の資機材・備品との区別、新規登録や廃棄、現有量の確認、備品と消耗品の区別、使用・貸出を記録し、適切な維持管理を行うこと。

- ③ 定期点検は年3回とし、6月に自治会長・副会長、9月に自主防災会役員、1月に8班・9班の各班長が行い、結果を自治会長に報告する。

6 使用

- ① 保管資機材・備品は、日名条自治会あるいは自主防災会が中心となり、災害時及び防災訓練、道路・河川・公園等の維持管理作業、あるいは日名条自治会の事業計画に則った諸活動等において使用するものとする。
- ② 使用にあたっては、緊急を要する災害時等を除き、予め管理者に届け出して連絡するとともに、「防災資機材等管理台帳」に「使用者」、「使用場所」、「使用目的」等を記載すること。
- ③ 保管資機材・備品の使用は、緊急時を除き、目的以外のことに使用したり、第三者に貸与してはならない。また、個人の利益のために使用してはならない。
- ④ 使用後は、速やかに資機材・備品の点検を行い、汚れを落とし、手入れをして返却する。その際、「防災資機材等管理台帳」に必要事項を記入し、管理者の確認を受けること。
- ⑤ 倉庫内に掃除用具を備えておき、常に整理整頓し、「防災資機材管理一覧表」に掲載されていない不要品やゴミ類は保管しないこと。
- ⑥ 上記②～⑤について、遵守しない場合、管理者は使用を中止させることができる。

7 その他

上記の管理要領を修正する場合、管理者は検討し、必要事項を定めることができる。

付記

- ① この「防災倉庫及び保管資材の管理要領」は、平成30年4月1日から運用する。
- ② この「防災倉庫及び保管資機材の管理要領」を、平成31年4月1日に一部修正
- ③ この「防災倉庫及び保管資機材の管理要領」を、令和2年3月15日に一部改正

【参考】

自主防災会役員 2019年（平成31年）4月14日 総会にて了承

自主防災会会長（自治会長兼務）	島本忠直
副会長	佐々木勝則、井上泰秀
情報連絡班長	佐藤保雄
応急活動班長	鈴木康太郎
避難誘導連絡班長	鈴木康太郎